

「もしも」を通じて「いつも」が充実 個別避難計画を作成しましょう

災害対策基本法の改正(令和3年5月)に伴い、避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画作成が努力義務化されました。

「個別避難計画」の対象になる方

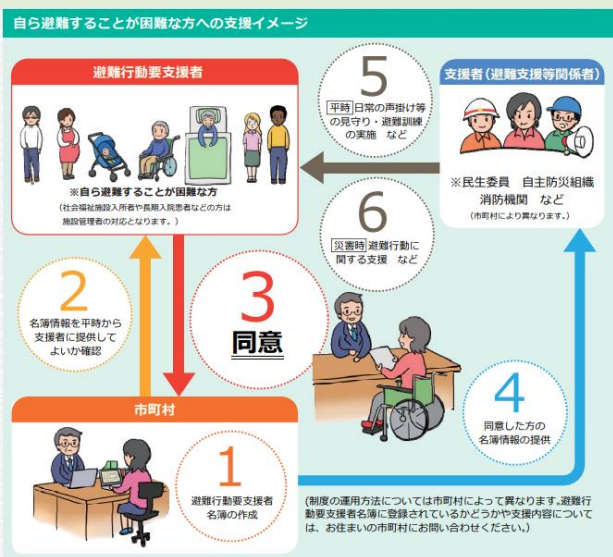
- ① 75歳以上独居
- ② 身体障害者手帳 1級、2級
- ③ 療育手帳 A、A1、A2
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 介護保険 要介護3以上
- ⑦ 自ら避難することが困難な方

「個別避難計画」の作成の流れ

「個別避難計画」の作成には同意が必要となります。同意される方は、同封した同意書に署名等をご記入いただき、返信用封筒で市へご返送ください。

同意された場合、担当相談支援員等が計画作成の支援をすることができます。その時には、状況をお伺いした上で個別避難計画を作成します。

※ ご自身で計画作成することも可能です。



避難行動要支援者名簿の内容

氏名、性別、電話番号、生年月日、住所・居所、避難支援を必要とする事由など

個別避難計画の内容

名簿の内容に加えて

- ① 避難支援等実施者の氏名・名称 住所・居所及び電話番号
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路 その他の避難経路

など

※計画作成により、避難支援の法的義務が発生するものではありません

この資料のお問合せは・・・

山県市福祉課

☎0581-22-6837